

# 気象庁気象研究所気象観測研究部研究官公募案内

## 1 職名・人員

気象観測研究部 研究官 1名（国家公務員研究職への採用）

## 2 職務内容

地上リモートセンシングデータを用いた顕著現象の解析や数値予報システムへの利用に関する研究

## 3 応募資格

- (1) 採用時において、博士の学位を有する者
- (2) 気象学に関する幅広い知識を有する者
- (3) 気象リモートセンシングに関する豊富な経験と研究業績を有する者
- (4) 気象数値シミュレーション・データ同化に関して相当の知見や経験を有する者

次に該当する方は応募できません。

- (1) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
  - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
  - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (2) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- (3) 採用予定時期までの国家公務員法第81条の6に定める定年に達する者（令和7年度における定年年齢は62歳）

## 4 待遇等

### (1) 給与等

「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和25年法律第95号）に基づき研究職俸給表（2級）を適用し経験等を勘案して初任給を決定します。その他同法の規定による地域手当（俸給等の16/100）や支給要件を満たした場合は諸手当（通勤手当、扶養手当、期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）等）を支給します。

### (2) 勤務時間、休暇

勤務時間は8時30分から17時15分（休憩時間12時00分から13時00分）の1日7時間45分、土・日曜日及び祝日等は休みです。また、規定による早出遅出勤務やフレックスタイムも選択できます。休暇は年20日の年次休暇（9月1日採用の場合は7日付与され、残日数は20日を限度として翌年に繰越）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等）、介護休暇等

が取得できます。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休業制度等があります。

## 5 公募締切日

令和7年6月30日（月）17時（必着）

## 6 提出書類

- (1) 履歴書（J I S規格、写真貼付）1通
- (2) 学位取得（見込）証明書1通
- (3) 主要研究業績一覧表（論文、著書、解説）1通
- (4) 主要論文の別刷り（5編以内、複写可）各1通
- (5) これまでの研究内容と今後の研究の抱負（3,000字程度）1通

## 7 書類提出先・照会先

下記の（1）、（2）の方法により応募を受付します。

### (1) 郵送による受付

〒305-0052 つくば市長峰1-1

気象研究所総務部総務課人事係 川上 弘海

Tel : 029-853-8555（直通）

（上記6の提出書類（1）～（5）は封筒に「気象研究所気象観測研究部研究官応募書類在中」と朱書き書留で送付して下さい。）

### (2) 電子メールによる受付

送付先メールアドレス hirokawakami@met.kishou.go.jp

メールの件名は「気象研究所気象観測研究部研究官応募」とし、上記6の提出書類（1）～（5）はWord、Excel、PDFの形式とします。

なお、1通のメールにつき添付ファイルのサイズは10MB程度を上限とし、これを超える場合は複数回に分けてメールを送信してください。

## 8 選考方法

気象研究所選考委員会による書類審査（第1次）を経て、1次合格者に対して、面接（第2次）（令和7年7月下旬予定）を実施のうえ、採用を決定します。

※面接（第2次）の実施時期は変更となる場合があります。

## 9 採否の通知

書面により応募者あてに通知します。

## 10 採用予定日及び勤務地

採用予定日：令和7年9月1日以降

勤務地：茨城県つくば市長峰1-1

## 11 備考

研究官の職位は大学における助教ポストに相当します。なお、任期付ではありません。

採用後は気象庁職員としての適性を考慮のうえ、他の研究計画や他の業種（行政職等）への配置転換、他の気象官署への転勤もあります。

## 12 注意事項

応募の秘密については厳守します。また、応募書類については、選考の目的に限って使用し、選考終了後は、研究官で採用された方の情報を除き、全ての個人情報はこちらで責任を持って処分します。